

介護老人保健施設日和の里

短期入所療養介護

利用料金一覧表

入所利用料

* 地域区分：大津市（5 級地 10.45）

介護保険報酬 基本利用料			＊単位（円）				
			基本単位	算定単位	1 割負担	2 割負担	3 割負担
在宅強化型 個室（＊）	要介護 1		819	1 日	856	1712	2568
	要介護 2		893	1 日	934	1867	2800
	要介護 3		958	1 日	1002	2003	3004
	要介護 4		1017	1 日	1063	2126	3189
	要介護 5		1074	1 日	1123	2245	3367
在宅強化型 多床室（＊）	要介護 1		902	1 日	943	1885	2828
	要介護 2		979	1 日	1023	2046	3069
	要介護 3		1044	1 日	1091	2182	3273
	要介護 4		1102	1 日	1152	2303	3455
	要介護 5		1161	1 日	1214	2427	3640
食費・居住費（1 日あたり）							
食費（＊）		標準負担額		1 日	1960	1960	1960
		第 3 段階②		1 日	1360	1360	1360
		第 3 段階①		1 日	1030	1030	1030
		第 2 段階		1 日	600	600	600
		第 1 段階		1 日	300	300	300
居住費（＊） 個室		標準負担額		1 日	1728	1728	1728
		第 3 段階②		1 日	1470	1470	1470
		第 3 段階①		1 日	1370	1370	1370
		第 2 段階		1 日	550	550	550
		第 1 段階		1 日	550	550	550
居住費（＊） 多床室		標準負担額		1 日	437	437	437
		第 3 段階②		1 日	430	430	430
		第 3 段階①		1 日	430	430	430
		第 2 段階		1 日	430	430	430
		第 1 段階		1 日	0	0	0
加算利用料							
サービス提供体制加算Ⅱ（＊）		18		1 日	19	38	57
在宅復帰在宅療養支援機能加算Ⅱ（＊）		51		1 日	54	107	160
夜勤職員配置加算（2F 利用の場合）		24		1 日	25	50	75
認知症ケア加算（2F 利用の場合）		76		1 日	80	159	239
送迎加算		184		1 回	193	385	577
療養食加算		8		1 食	9	17	25
個別リハビリテーション加算		240		1 回	251	502	753
若年性認知症入所者受入加算		120		1 日	126	251	377
総合医学管理加算		275		1 日	288	575	862

緊急時治療管理	518	1 日	542	1083	1624
特定治療	診療点数×10				
重度療養管理加算	120	1 日	126	251	377
口腔連携強化加算	50	1 回	53	105	157
特定短期入所療養介護費 3-4 時間未満	664	1 日	694	1388	2082
特定短期入所療養介護費 4-6 時間未満	927	1 日	969	1938	2907
特定短期入所療養介護費 6-8 時間未満	1296	1 日	1355	2709	4063
生産性向上推進体制加算Ⅱ（＊）	10	1 回	11	21	32
介護職員等処遇改善加算Ⅰ□（＊）	×0.097	1 月	R8年6月～		

自費利用料（その他の日常生活費およびサービス利用料）		
日用品セット費	1 日	330 円
教養娯楽費	1 日	180 円
電気代	1 日	50 円（1 品目につき）
行事・レクリエーション費	1 回	実費
健康管理費	1 回	実費
文書作成料	1 通	1620 円～
その他、立替費用	1 品	実費

加算利用料 算定要件	
サービス提供体制加算Ⅰ（＊）	介護職員の総数の内、介護福祉士の割合又は経験年数のある介護福祉士が厚生労働大臣の定める基準以上配置している場合に算定されます。
在宅復帰在宅療養支援機能加算Ⅱ（＊）	厚生労働大臣が定める在宅復帰・在宅療養支援機能強化体制基準を満たす場合に算定されます
夜勤職員配置加算（2F 利用の場合）	厚生労働大臣が定める夜勤職員配置基準を満たす為、算定されます。
認知症ケア加算（2F 利用の場合）	厚生労働大臣が定める認知症ケアを適切に行うことができる基準を満たす為、算定されます。
送迎加算	送迎をご希望の場合、片道ごとに算定されます。
療養食加算	療養食を提供した場合に算定されます。
個別リハビリテーション加算	利用期間中にリハビリテーションを実施した場合に算定されます。
若年性認知症入所者受入加算Ⅰ	若年性認知症の方に対し短期入所サービス提供を行った場合に算定されます。
総合医学管理加算	厚生労働大臣の定める基準に従い、利用中に治療管理を行った場合、月 10 日を限度に算定されます。緊急時治療管理料算定日には算定しません。
緊急時治療管理	病状が重篤となり緊急的に治療管理を行った場合、月 3 日を限度に算定されます。
特定治療	やむを得ない事情により施設で行う医療行為に要した費用に診療報酬に準じて算定されます。
重度療養管理加算	要介護4または5で厚生労働大臣が定める疾患に対し医学的管理を利用中に実施した場合に算定されます。
口腔連携強化加算	施設職員が利用者様の口腔状態評価を行い、歯科医療機関や介護支援専門員に情報提供を行った場合に算定されます。
特定短期入所療養介護費 3-4 時間未満	日帰りで短期入所をご利用した場合に利用時間ごとに算定されます。 常時、看護職員による観察を必要とする難病等を有する重度の方、またはがん末期等の方を対象としています。
特定短期入所療養介護費 4-6 時間未満	
特定短期入所療養介護費 6-8 時間未満	
生産性向上推進体制加算Ⅱ（＊）	生産性向上に関わる ICT 機器を導入し入所者の安全や介護サービスの質確保、職員負担軽減など方策を施設委員会等で定期的に確認し業務改善効果の情報を厚生労働省へ提出した場合に算定されます。

介護職員等処遇改善加算Ⅰ口（＊） R8年6月～	厚生労働大臣が定める基準により、介護職員に対する賃金改善等を実施し、生産性向上推進体制加算ⅠまたはⅡを算定している場合に介護報酬の総単位数（各種加算・減算後）に、所定の加算率を乗じて算定されます。（R8年6月～）
----------------------------	--

自費利用料（その他の日常生活費およびサービス利用料）

日用品セット費	利用者様個人で使用されるタオル、バスタオル、シャンプー、剃刀など必要な物の費用として頂戴します。
教養娯楽費	利用者様が行う書道、手芸、工作、カラオケ等、教養娯楽の為に要する費用として頂戴します。
電気代	テレビ、ラジオ、電気毛布、電気髭剃、携帯電話充電器など電気製品を使用される場合に頂戴します。
行事・レクレーション費	クラブ、レクレーションなどをご希望により個別で実施した際、頂戴します。
理美容代	委託業者による理美容を利用された際にサービス内容に応じて費用を頂戴します。
健康管理費	入所ご利用中にワクチン接種などされた際に費用を頂戴します。
文書作成料	一般診断書、他事業所への情報提供書類、死亡診断書などを作成した際に頂戴します。
その他、立替費用	利用者様個人で使用される私物を施設が立替払いをした際に頂戴します。

（＊）印の加算は体制加算ですのですべての利用者様へ算定します。

＊上記の金額は1日あたりの金額ですが、実際の清算時には端数処理により若干の差異が生じます。

また消費税が加算される利用料もございますので御了承ください。

＊日用品費、その他教養娯楽費等の費用については、利用時の心身の状況によりご相談いただく場合もございます。